

保育所等職員による虐待通報義務等の創設について

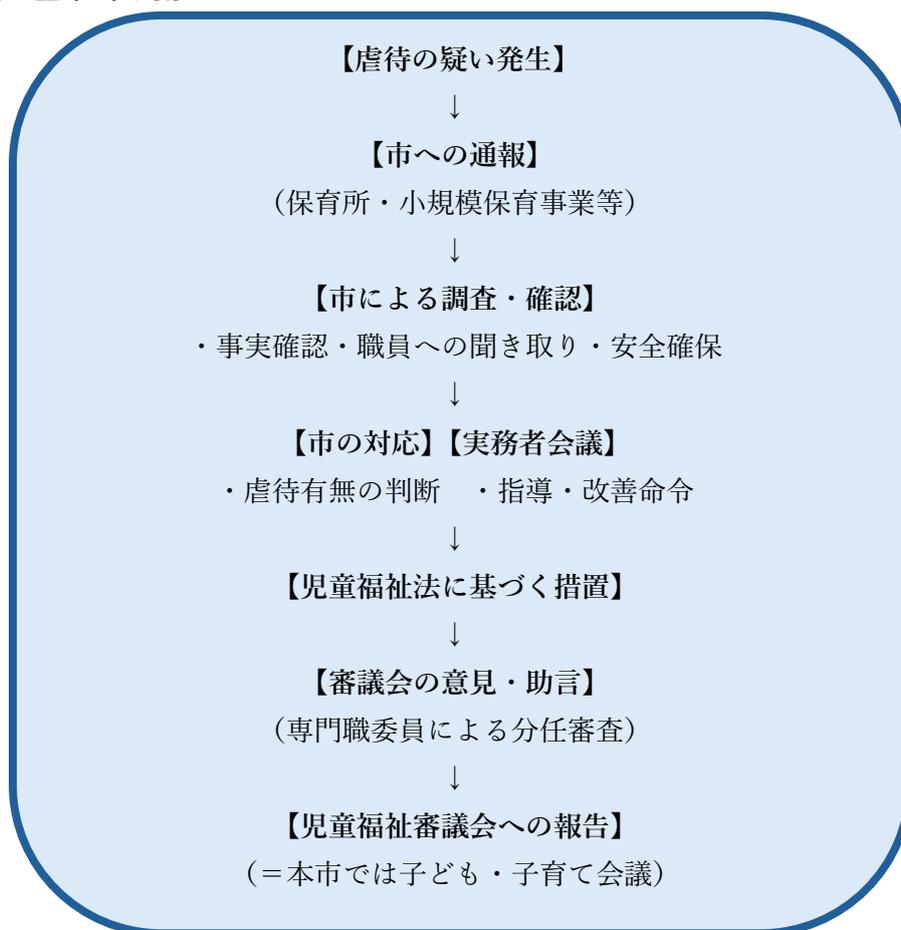
1. 制度改正の背景

- ・令和7年の児童福祉法等の改正により、保育所・小規模保育事業等の職員による虐待に関する通報義務が新たに創設された。
- ・虐待の早期発見・早期対応を図るため、自治体による迅速かつ適切な対応が求められている。

2. 市の所管施設における対応

- ・小規模保育事業・事業所内保育事業など、市が所管する施設で虐待通報があった場合、市が事実確認・指導・必要な措置を実施する。
- ・対応結果については、「児童福祉審議会」へ報告することが法令上求められている。

3. 制度の基本的な流れ



4. 子ども・子育て会議の役割整理

- ・本市では、児童福祉法に基づく審議会機能を子ども・子育て会議が担うこととしている。

- ・ただし、委員構成は一般市民・保護者代表が含まれるため、個別案件の詳細審査は専門性・守秘性の観点から不適當。

5. 会議全体で扱う内容と個別案件の扱いについて（専門職委員への分任）

◎会議全体で扱う内容

- ・ 年間の通報件数
- ・ 対応の傾向（例：職員研修の不足、組織体制の課題など）
- ・ 市が講じた改善策
- ・ 今後の課題と対応方針
 - 個人情報を含まない範囲で、事業の質向上に資する議論を行う。

◎専門職委員（分任）

- ├ 医師
- ├ 弁護士
- └ 保育士・福祉専門職



個別案件の審査・助言（非公開）

6. 運用方針のまとめ

- ・ 守秘性の確保：個別案件は専門職委員のみで扱う
- ・ 専門性の担保：専門家による妥当性確認
- ・ 透明性の確保：会議全体には統計・傾向を報告
- ・ 会議の本来機能との整合性：計画・施策の議論に集中できる

◎虐待行為の種類

- ① 身体的虐待：保育所等に通うこどもの身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- ② 性的虐待：保育所等に通うこどもにわいせつな行為をすること又は保育所等に通うこどもをしてわいせつな行為をさせること。
- ③ ネグレクト：保育所等に通うこどもの心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、当該保育所等に通う他のこどもによる①②又は④までに掲げる行為の放置その他の保育所等の職員としての業務を著しく怠ること。
- ④ 心理的虐待：保育所等に通うこどもに対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の保育所等に通うこどもに著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。